

令和4年度

事業概要

環境局

目次

I	環境局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和4年度 主要事業	3

I 環境局の概要

1. 局長 福本 富夫
2. 局の職員数 1,099人（令和4年4月20日現在）
3. 令和4年度予算の概要

(1) 一般会計 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	3,437,413	2 総務費	6,230
18 国庫支出金	17,463	6 環境費	20,905,190
19 県支出金	43,094		
20 財産収入	37,768		
21 寄附金	3,000		
22 繰入金	111,434		
24 諸収入	2,894,076		
25 市債	1,841,000		
歳入合計	8,385,248	歳出合計	20,911,420

II 組織と事務分掌

環境創造課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)環境政策の企画推進及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)環境教育に関すること。
- (4)廃棄物の排出に係る指導並びに再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。）の収集又は運搬に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。
- (6)廃棄物の適正処理、減量並びに資源化の企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)環境に配慮した都市づくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)地球温暖化対策に関すること。
- (9)エネルギー政策に関すること。

業務課

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関すること。
- (2)一般廃棄物の適正排出及びその指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)家庭系し尿の収集及び運搬、事業系し尿搬入に係る手数料に関すること。
- (4)一般廃棄物の保管場所の届出等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)河川美化に関すること（兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。）。
- (6)市民トイレ等に関すること。
- (7)一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督に関すること。
- (8)路上喫煙及びびい捨て防止対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)地域環境の保全及び美化に関すること。
- (10)住居等における堆積物対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (11)家庭系一般廃棄物の適正処理、減量及び資源化施策に関すること。
- (12)不法投棄の防止及び対策に関すること。
- (13)一般廃棄物に関する事務の運営管理に係る総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (14)一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。
- (15)局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。
- (16)一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (17)大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

施設課

- (1)局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関すること。
 - (2)一般廃棄物の焼却及び破碎に係る作業計画に関すること。
 - (3)一般廃棄物の処理技術に関すること。
 - (4)局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。
 - (5)埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関すること。
- <妙賀山クリーンセンター>（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関する事務を分掌すること。
- <荊藻島クリーンセンター>（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関すること。

- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
- <落合クリーンセンター>（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関すること。
 - (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

事業所（2）【東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西】

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。
- (3)一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る手数料の徴収に関すること。

自動車管理事務所（2）

- (1)環境整備用自動車（以下この条において「自動車」という。）の設計、改良及び調達に関すること。
- (2)自動車の整備及び検査に関すること。
- (3)機材の修理に関すること。

クリーンセンター（2）【東・港島・西】

- (1)一般廃棄物の焼却及び破碎（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)焼却灰の処分に関すること。
- (3)クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (4)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

布施畑環境センター（2）

- (1)一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (3)最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

環境保全課

- (1)大気環境、交通環境（交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。以下同じ。）、水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画、推進、監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関すること。
- (2)開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
- (4)環境影響評価制度の運営及び審査に関すること。
- (5)都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供及び調査に関すること。
- (6)太陽光発電施設の設置及び維持管理に係る審査指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)廃棄物処理業（事業系し尿の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督並びに育成に関すること。
- (8)廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。
- (9)自社で排出する産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管行為に係る規制及び指導に関すること。
- (10)建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。
- (11)使用済自動車の適正処理に関する登録、許可及び指導に関すること。
- (12)土砂の不適正な処理の防止に関すること。

自然環境課

- (1)生物多様性の保全に関すること。
- (2)開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。

Ⅲ 令和4年度 主要事業の概要

I. 地球温暖化対策の推進

(1) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み（環境創造課）

脱炭素社会への見通しを示し、市民及び事業者のさらなる意識転換・行動変容を促進するため、「神戸市地球温暖化防止実行計画」を改定する。

改定にあたっては、神戸の豊かな自然環境を守り、暮らしと社会を持続可能なものとする6つの重要なポイントである、「水素エネルギーの利用促進」・「電動車の普及促進」・「産業の脱炭素化の促進」・「再生可能エネルギーの拡大」・「脱炭素型ライフスタイルへの転換」・「温室効果ガス吸収源の創造」に組み込み、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて推進すべき施策を示す。

計画初年度となる令和4年度は、今後、展開していく実効性のある先進的な施策の具体化に向けた取り組みを加速させるとともに、市民及び事業者の着実な意識転換等を促すべく、以下の取り組みを進めていく。

○水素スマートシティ神戸構想の推進（環境創造課）

水素スマートシティ神戸構想を推進するため、地元企業等が実施する先駆的な実証事業への支援を行うとともに、水素ステーションの整備や燃料電池バスの導入を推進するなど、水素の利活用拡大に取り組む。

○KOBE脱炭素地域活動支援制度（環境創造課）

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、神戸の自然環境を活かしたブルーカーボンや、地域で取り組む地産地消の再生可能エネルギーなど、市民や事業者の自由な発想による先進的で創造性に富んだ優れた脱炭素につながる取り組みを、環境事業基金を活用し、積極的に支援する「KOBE脱炭素地域活動支援制度」を創設する。

○クリーンセンターを核とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の構築（施設課）

クリーンセンターは都市近郊でゴミ焼却の熱を利用した発電を行っており、発電した電気の一部は、バイオマス由来の再生可能エネルギーに位置づけられている。また、災害時に大規模停電が発生した場合でも電力を安定的に供給できる。

その環境価値の高い電力や熱を自立・分散型のエネルギーとして活用する方法や、最先端の脱炭素技術について調査し、クリーンセンターが持つポテンシャルを最大限引き出す。

○再生可能エネルギーの導入（環境創造課）

市民が太陽光発電を安心・安全かつ安価に設置できるようにサポートする共同購入事業を拡大する。

また、農業用ため池や大規模施設等において、太陽光発電の適地調査を進めるとともに、軽量のフィルム型パネルなど新たな技術の積極的な活用も研究し、再生可能エネルギーの普及を促進する。

○クリーンエネルギー自動車普及促進事業（環境創造課）

エネルギー効率に優れるクリーンエネルギー自動車の普及拡大を推進するため、クリーンエネルギー自動車を導入する事業者に対して県と協調して補助を行うとともに、燃料電池自動車を購入する個人に対して市独自で補助を行う。

また、災害による停電時に電動車から天井照明等に給電する「外部給電・神戸モデル」について、危機管理室等と連携し、令和5年度末までに避難所に指定されている全ての市立小・中学校等へ導入するとともに、地域の身近な集会施設に対して、外部給電を行うための施設改修費等に対する補助を行う。

○里山里海における二酸化炭素吸収・貯留の促進（環境創造課・自然環境課）

森林の二酸化炭素吸収効果を最大限発揮するため、里山林等の適切な管理により、若い樹木の成長を促すなどモデル的な整備を進めるとともに、森林管理で発生した伐採木を活用し、炭素を長期間貯留できるバイオ炭の製作に取り組む。

また、藻場等の育成など、新たな二酸化炭素吸収源として注目されるブルーカーボンの取り組みを全庁横断的に進める。

II. 自然環境の保全

(1) 生物多様性保全の推進（自然環境課）

神戸の里山里海等における豊かな自然の恵みを将来の世代に引き継ぐため、希少野生動植物種の保全、外来種による生態系に係る被害の防止など、自然共生社会の実現に向けた取り組みを強化する。

近年、放置された里山林等においては常緑樹が増加し、かつて生息していた動植物が減少していることから、陽が差し込む落葉里山林や草地環境を整備するなど、里山の生物多様性保全・再生に向けたモデル事業を実施するとともに、環境DNA分析等の先進的技術を活用して動植物の生息・生育状況調査を行う。

また、国や国際機関と連携しながら企業や市民等を対象とした国際フォーラムを開催し、生物多様性を取り巻く国際的な動きや本市を含めた様々な主体による取り組みについて発信する。

さらに、外来種対策や希少種保全活動を一層促進するため、市民団体への各種補助制度を統合し、より活用しやすい制度に見直すほか、クリーンセンターを生物多様性の普及啓発拠点として活用する。

(2) 環境情報発信事業（環境創造課）

地球温暖化や生物多様性など深刻化する環境問題に対して、総合的・体験的に理解を深めるため、地域の核となるクリーンセンターにおいて展示内容の充実を図り、これまでこうべ環境未来館が担ってきた環境学習拠点としての機能を移管する。

また、オンライン講座などインターネットの活用を進め、環境に関する知識や神戸を取り巻く環境問題についていつでも学ぶことができる機会を創出する。

(3) 不法投棄の防止及び太陽光発電施設の適正な設置等（業務課・環境保全課）

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」に基づき、不適正な土砂埋立て等による災害の発生を未然に防止するとともに、生活環境及び自然環境の保全を図り、市民の安全を確保する。

また、山間部等の人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域や不適正な土砂埋立て等が行われるおそれがある地域において、本市が直接不法投棄防止カメラを設置して監視を強化し、投棄しづらい環境を構築するとともに、地域の目を活用した積極的な情報収集に努めるなど、不法投棄対策を徹底する。

さらに、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、大規模太陽光発電施設に対し廃棄等費用の事前積立、残置森林率の確保等を義務付けるとともに、既に設置している事業者に対しては、維持管理状況等の報告を義務付けることで、施設の安全性・信頼性を高めていく。

Ⅲ. 資源の有効活用と廃棄物の適正処理

(1) クリーンステーションの管理支援（業務課）

地域が抱えている様々なクリーンステーションの課題について実態調査を行うとともに、「クリーンステーションのあり方検討会（仮称）」を立ち上げ、時代の変化に適合した望ましい管理方法や設置基準等について検討する。

また、地域のみで対応することが困難な課題に対し、「クリーンステーションアドバイザー（仮称）」を設置し、経験豊富な職員や弁護士等による支援体制を構築する。

さらに、カラス対策ネットの耐久性を向上させるほか、ロープを重くしてカラスによるめくり上げを防止するなど、これまでのノウハウを反映した改良を進めるとともに、破損したネットの交換など地域のニーズに柔軟に対応し、鳥獣被害対策を強化する。

(2) まわり続けるリサイクルの推進（業務課）

プラスチックの資源循環を促進するため、日用品メーカー等と協働で実施するつめかえパックリサイクルプロジェクトや、ふたば学舎でモデル実施した地域拠点における資源回収ステーションの拡大展開など、「まわり続けるリサイクル」を強化する。

また、びん単独回収のモデル事業を実施し、びんの資源化向上にむけた回収方法を検討するほか、引き続き小型家電回収ボックス等の活用による資源回収に取り組む。

(3) 「KOBÉ ストップ the 食品ロス」運動（業務課）

「食品ロス削減に向けたアクションメニュー」に基づき、家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブを拡充するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体への支援や、小売店舗において「てまえどり」の啓発を行う。

また、生ごみの減量・リサイクルを推進するため、コンポスト（堆肥づくり）の分かりやすい動画や情報をホームページに掲載し、地域や各家庭での実践を促進する。

(4) 「家財の片付けサポート」事業の普及啓発（業務課）

超高齢社会の進展に伴う空き家の増加などにより、家庭内に蓄積されている潜在的なごみが増加している。空き家の家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に対して、すまいるネットと連携し、安心できる情報を提供する「家財の片付けサポート」事業の普及啓発に取り組む。

(5) 路上喫煙・ぼい捨て防止（業務課）

「路上喫煙禁止地区」において、巡回指導等により喫煙マナーの向上を図るとともに、さらなる取り組みとして、禁止地区以外の苦情が特に多い地域について、新たに巡回指導を実施する。

さらに、令和3年度に実施した「仕掛けごみ箱」の実証実験で得られた知見を活用し、街の景観向上のためナッジ（行動変容の仕掛け）を活用したぼい捨て削減に取り組む。

(6) クリーンセンターにおける計量等業務の委託化（業務課・施設課）

西クリーンセンターにおける計量等業務について民間活力を導入する。

さらに、クリーンセンターの利便性向上を図るため、他のクリーンセンターに比べて自己搬入の件数が多い西クリーンセンターにおいて、現在 15 時までの搬入受付時間を 15 時 30 分まで延長する。

(7) クリーンセンターの解体等（施設課）

焼却を停止した旧港島クリーンセンターについて、ポートアイランド活性化の観点から、周辺一帯の再整備に合わせて建物本体を解体撤去する。（令和4年度～令和6年度）